

## 枚方市保存樹等管理補助金交付要綱

平成 29 年 9 月 12 日制定  
枚 方 市 要 綱 第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法」という。）第 9 条及び枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市保存樹等管理補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、法第 2 条第 1 項の規定により市長が指定した保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）の所有者を援助することにより、保存樹等の枯損の防止に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、保存樹等の所有者とする。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為は、保存樹等の管理とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 保存樹等の生育状態の調査に係る費用
- (2) 保存樹等の損傷した部分の処理に係る費用
- (3) 保存樹等の剪定に係る費用
- (4) 保存樹等の病虫害の予防及び駆除に係る費用
- (5) 保存樹等の施肥に係る費用

2 前項の補助金の額は、保存樹にあつては 1 本当たり年額10,000円、保存樹林にあつては別表の左欄に掲げる保存樹林の面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を上限とする。

(補助金の交付の決定に通常要すべき期間)

第 6 条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあつた日の翌日から起算して14日間とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市樹木保護要領（昭和49年枚方市要綱第 8 号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要領の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の規定に

よりなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第5条関係）

樹 林 面 積	補助金の限度額（年額）
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	20,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	40,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	50,000
5,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	60,000
6,000平方メートル以上7,000平方メートル未満	70,000
7,000平方メートル以上8,000平方メートル未満	80,000
8,000平方メートル以上9,000平方メートル未満	90,000
9,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	100,000
10,000平方メートル以上	120,000